

予 防 危 第 2 号

令和3年11月12日

事務担当者各位

北はりま消防組合

消防本部消防部予防課長

製造所等作業届について（通知）（案）

北はりま消防組合危険物規則（平成23年規則第33号）第24条に規定する製造所等の作業の届出等で処理するものは、製造所等における修理、分解、清掃その他災害発生のおそれのある作業でおおむね下記のものとする。

記

- 1 地下貯蔵タンク又は埋設配管等の点検等のため掘削工事をするとき。
- 2 屋外貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクの点検のため内部を開放し、清掃するとき。
- 3 溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事をするとき、又は、工事期間中の安全確認のために必要なとき。
- 4 前1から3に掲げる工事に準じる作業をするとき。

追記 軽微な変更工事のうち、溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事又は工事期間中の安全確認のために必要な場合にあっては、製造所等作業届を提出すること。

ただし、「確認を要する変更工事」の手続きを行う際に、上記資料を添付することにより、作業届を省略することができる。